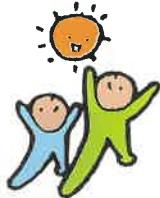


LIBERAL&DEMOCRATIC

自由民主

自由民主党ホームページ URL <http://www.jimin.jp/>

衆議院議員

自由民主党愛知県第3選挙区支部長
(名古屋市 昭和区・緑区・天白区)

いけだ 池田よしたか さん



自由民主党は眞の国民政党として、皆様のもとに足を運び、声に耳を傾け、生活に寄り添った政策を実行しています。
国民の生命・生活・教育を守る為に活躍する自由民主党愛知県第3選挙区支部長の池田よしたかさんを紹介します。

わいせつ教員による性犯罪から子供たちを絶対に守る

現行法では、わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員であっても、3年後に教員免許の再交付を申請すれば再び教壇に立つことができる。強制わいせつや強制性暴力による性犯罪から子供たちを絶対に守ります。

まずは、年初来、新型肺炎で犠牲になられた方々、そして今もなお闘病中の方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、令和二年七月豪雨での皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。本年二月二十七日、安倍総理大臣は、新型肺炎の感染拡大防止のため、全国の小中高等学校に対し、三月二日から春休みまで臨時休業を要請、また、四月七日の緊急事態宣言、同十六日の緊急事態宣言の全国化により、新学期がスタートしかし、緊急事態宣言の解除を受け、今、全国の小中高等学校が再開され、子供たちの明るい声が聞こえるようになります。全国の先生方には、日々学びの保障や感染拡大防止に獅子奮迅の御尽力をいただいておりますこと、心からの敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、しかしながら、全ての学校の先生が子供たちにとつてすばらしい教師ばかりでないのもまた紛れもない事実であります。

○橋委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。池田佳隆君。

○池田佳隆委員 皆さん、おはようござります。自由民主党・無所属の会の池田佳隆でございます。

まずは、年初来、新型肺炎で犠牲になられた方々、そして今もなお闘病中の方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、令和二年七月豪雨での皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。本年三月に同じ問題意識で質問されましたが、子供たちを守るのは私たち大人しかいない、子供たちをわいせつ教師からしっかりと守らなくてはいけないという問題意識を共有できていることを大変ありがたく思つてゐるところでございます。

この方針は、担当国務大臣を議長として、文科省の浅田総合教育政策局長を始め、内閣府、警察庁、法務省、厚労省の局長が構成員となつてゐる関係府省会議で決定したことから、まさに

現行法では、わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員であっても、3年後に教員免許の再交付を申請すれば再び教壇に立つことができる。強制わいせつや強制性暴力による性犯罪から子供たちを絶対に守ることで質問に立ち、長年にわたり、その是正に取り組んできた「教育職員免許法の欠陥」についてただしました。現行法では、わいせつ行為で教員免許を失効しても3年で再取得ができる事に触れ、「わいせつ教員を一度と教壇に立たせてはならない」と早急の法改正を訴えました。質疑の内容は次の通り。

○橋委員長 質疑の申出がありますので、交の暴力的性犯罪によって懲役の刑を受けた教員であつても、服役後十年たてば刑が消滅し、教員免許の再交付を申請すれば再び教壇に立つことができる。これは、昨年の十一月八日、本委員会における質疑において、私が浅田総合教育政策局長から聞かされた答弁であります。

このわいせつ教師問題については、友

を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、実効性のある取組を速やかに進めること、そして第二に、過去に児童生徒へのわいせつ行為を原因として懲戒処分を受けた者の教員免許状の管理のあり方について、免許状失効から三年経過すれば再取得可能となつている現状を含め、より厳しく見直すよう検討を進めることについて、が明記されたことであります。

この方針は、担当国務大臣を議長として、文科省の浅田総合教育政策局長を始め、内閣府、警察庁、法務省、厚労省の局長が構成員となつてゐる関係府省会議で決定したことから、まさにこの強化方針のポイントは、第一に、性犯罪、性暴力の根絶は待つたなしの課題と位置づけ、令和二年度からの三年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、実効性のある取組を速やかに進めること、そして第二に、過去に児童生徒へのわいせつ行為を原因として懲戒処分を受けた者の教員免許状の管理のあり方について、免許状失効から三年経過すれば再取得可能となつている現状を含め、より厳しく見直すよう検討を進めることについて、が明記されたことであります。

性犯罪・性暴力対策 強化の方針

文科省の発表によると、平成三十年度、わいせつ行為によって懲戒処分を受けた教師は二百八十二人、前年度よりも七十二人も増加、過去最悪となつたことが明らかになりました。しかも、この二百八十二人のうち、勤務校の児童生徒や、勤務校の卒業生、十八歳未満の者に対するわいせつ行為で処分された教師は百八十一人。何と、全体の実に三分の二にも及んでおりました。

そんな折、先月六月十一日、安倍内閣は、この喫緊の課題にメスを入れることのできる、大変に頼もしい、画期的な方

東京新聞

日経新聞

読売新聞

教員免許法改正の方針

教員免許法再取得「厳格化」

文科相 わいせつ行為で失効後

教員免許再取得「厳格化」
文科相 わいせつ行為で失効後

教員免許法改正の方針
文科相 わいせつ行為で失効後

わいせつ教員 免許「厳しく」
現行法では、わいせつ行為で教員免許を失った教員が、3年後に再び免許を取得できる問題で、萩生田光一文科相は22日、「厳しい組み込みを怠っている現行法を改めて、児童生徒へのわいせつ行為を撲滅する」と述べた。教員免許法を改正する法案の速やかな提出を目指す。同日の衆院文部科学委員会で質問に答えた。文科省は、児童生徒へのわいせつ行為をした教員は原則、懲戒免職とするよう各教育委員会に指導している。しかし、懲戒免職で免許が失効しても、現行法では3年後に再取得できる。

安倍内閣が教育職員免許法の見直しを重要な方針として掲げたと言つても過言ではないと私は思つております。

集中強化期間である今、文科省におかれましては、強化方針が決定された六月十一日以後、この一ヶ月間、早速、わいせつ教師から子供たちを守る取組を集中的に進めているはずと思われます。

そこで、まず強化方針に定める免許状の管理についてお尋ねしたいと思います。

教師かわいせつ行為を行ひ 懲戒処分がなされた場合、その情報が国において一元的に管理されていなければ、わいせつ教師が他県や私学に移った場合に再び彼らが教壇に立てしまうことを未然に防ぐことができません。そこで、三年前、自民党において、わいせつ教師が教壇に立つことを防ぐために、教員免許管理システムの整備について議論し、予算を確保いたしました。

浅田局長にお尋ねいたします。

浅田局長にお尋ねいたします



教育職員免許法の 課題を認識している

文部科学省
浅田総合教育政策局長

○浅田政府参考人 まず、児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に対しても、せつ行為などをを行うようなことは、決してあってはならないと我々も考えております。

児童生徒に対するわいせつ行為を行つた教員については、これまでも、各教育委員会に對して、原則として懲戒免職とするなど厳嵩な対応をするように指導を行つてきましたところですが、今後とも、これを更に徹底してまい

ります

教員免許管理システムは、教員免許更新制度の運用のために、免許管理者である四十七の都道府県教育委員会が共同で運営管理を行っているものです。教員免許状の種類、有効期間の満了日、授与の日、免許状所持者の氏名、本籍地、生年月日などの原簿情報をデータベース化して一元化するのですが、このシステムでは、例えばわいせつ行為など、懲戒免職となつた具体的な理由などを確認できるものとはなつております。

子供たちの学びの場から わいせつ教員を永久追放する 早急な法改正を ——

池田よしたか衆議院議員

このツールは、教育職員免許法上、懲戒免職による教員免許状の失効後、先生お話をあつたように、再度免許状を取得できるようになります。までの期間、これは現在三年間でございますが、この三年間分の情報を検索することができますが、できるようになつてあるところですが、例えば、その三年を超えた後はそれが検索できなくなるといった課題もあると認識をしているところでございます。

○池田佳隆委員 今、浅田局長から説明がありました。官報に掲載されている、具体的な事実や処分内容が全くわからない懲戒処分の公示、この内容を皆さん御存じでしようか。例えば、教育職員免許法十条一項第二号該当、そのようなことしか書いてありません。そのようなことを伝えたところで、実際の教員採用においてわいせつ教師を排除する上での役に立たないことなど、文科省は既に御存じのはずだと思います。

今回、安倍内閣において決定された強化方針においては、教員免許が免許状失効から三年経過すれば再取得可能となつてることについて、より厳しく見直すとあります。

や懲役の刑を受けたことが瞬時にわかり、運用を控えるという形で子供たちを守れる仕組みとして機能しておりますか。御説明を願います。

效の年月日などの免許状の失效情勢を教育委員会、学校法人など採用権者が採用候補者の氏名、名前から簡易に検索できる官報情報検索ツールを平成三十年度から提供しているところでございます。

の通常国会には教育職員免許法の改正案を提出し、子供たちにわいせつ行為を行った教師が二度と、二度と全国の国公私立学校の教壇に立てないような法制度にするこそが、政府、文科省の使命、責任だと思います。法

案提出に向けた御決意と現在の準備状況を聞かせていただきたいと思います。

法制上の課題も含め 検討を進める

○浅田政府参考人 先般決定されました性犯罪・性暴力対策の強化の方針、これは、先生今お話しいただきましたように、私もメンバーになっておりますが、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において決定をしたものでございます。当然、我々も参画してつくつたものですし、いわば我々の意思でもあるというふうに考えております。

この強化の方針では、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等のあり方について、より厳しく見直すべく、検討を進めるということが明記をされております。また、令和二年度から令和四年度までの三年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取り組むとされています。

文科省としても、当然、これらは非常に大きな課題であると認識をしております。しっかりと対応していく必要があると考えております。

このため、過去に児童生徒へのわいせつ行為等によって懲戒免職等となつた者への厳格な対応の仕組みについて、検討状況でござりますが、現在、私のいるところ、総合教育政策局の中に、専任の職員を含むプロジェクトチームをつくって、隨時、かつ、法曹資格をお持ちの佐々木大臣政務官、それから副大臣、大臣にも御指導いただきながら、さまざま、当然、検討すべき課題はもちろんござります、ほかのいろいろな制度との関係とか、法制上の課題もありますが、それらも含めて、ぜひ何とかしたいと思つて検討を進めているところ

です。

特に、今もお話をございましたように、免許状の失効等の情報について、欠格期間が三年です。この三年間の欠格期間が過ぎた後の、必要な範囲でそのことを確認できるような仕組みが法制的に考えられないかということも含めて検討を行つております。

そのための仕組みづくりということについて、我々としては、できるだけ速やかな法案の提出を念頭に置いて、検討、準備を進めているところでございます。

まつたなしの 教育職員免許法の改正

○池田佳隆委員 今、大変心強い御答弁をいただきました。ありがとうございました。

配付資料にありますように、本年一月九日の読売新聞の社説も、わいせつ教師が再び教壇に立つ資格がないのは明らかだと訴えています。これは、多くの保護者や国民の率直な思いであつて、極めて常識的な指摘だと思いません。政治は、常識に基づいて行われなくてはなりません。

他方、例えば、医師や弁護士といった他の職業資格との関係で、わいせつ教師を二度と教壇に立たせなくすることは難しいという見解があります。人間は更生する、だから一度の過ちでその人の職業選択の自由を制限することは難しい。一見もつともらしく聞こえる議論ではあります。

第一の欠陥は、教え子たちに対するわいせつ行為で懲戒免職、懲役刑に処せられ、教免が失効又は取り消されたといったわいせつ教師の情報が全国の教育委員会や学校で全く共有できていない、わいせつ教師が再び教壇に立つことを排除できないことであります。

二つ目の欠陥は、わいせつ行為で懲戒免職になつた者も三年たてば、懲役の刑に処せられた者ですら十年たつて刑が消滅すれば、都道府県教育委員会に教員免許状を交付申請するだけで、何のチエックもなく自動的に正真正銘の教員免許が再び与えられ、大手を振つて教壇に立てるようになることがあります。

基本的な人権は、もちろん無制限、無制約なものではありません。人権と人権が衝突する場合には、どちらを優先するかを私たちは常識に基づいて判断しなければならないと思います。

この問題は、わいせつ教師の職業選択の自由と、子供たちが安全な環境で安心して健やかに学ぶための身体や精神の自由といった最も重要な基本的な人権のどちらを優先するかが問われている問題であります。

総合教育政策局長の仕事は、国民の常識に合わない、人権感覚を疑うような法律論を論破し、ほかの制度との関係や法制上の課題を乗り越えて、子供たちの人生を壊すわいせつ教師を教壇から確実に排除することのできる教育職員免許法改正案を、遅くとも次の通常国会に提出することであると思います。

品川区立大崎中学校の名校長とうたわれ、文科省の幹部の中では唯一体を張つて公立学校の校長を三年間務められた浅田局長の真心にぜひとも期待をしたいと思っているところであります。

萩生田大臣、大臣お聞きのとおり、教え子に対するわいせつ行為という決してあつてはならないことが年々増加しているのは、現在の教員免許法に大きく二つの欠陥があるからにほかならないと思います。

安倍内閣が示したこの頗もしい画期的な強化方針、これに従つて、次なる通常国会に、わいせつ教師が二度と教壇に立てなくするための法律案を、大人の矜持を持つて、内閣提出法案として御提出いただけないでしょうか。子供たちや保護者、国民の思いを受けとめ、そして、安倍内閣が示した方針の着実な実現のためにも、そして、何よりも、何よりも、子供たちをわいせつ教師から守るために、大臣の御決断で、法案を出すと明言していただきたいと心から願うのですが、御見解をいただきたいと思います。

(4面へ)

そこで、政治家としての師匠であり、私が心から尊敬する萩生田光一文部科学大臣にお尋ねいたします。



○萩生田国務大臣 児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に対してわいせつ行為を行うことは、決してあってはならないことだと思います。

現在の仕組みでは、委員からも御例示をいただきましたけれども、教員が懲戒免職処分を受けても、教育職員免許法の規定によりまして、処分から三年を経過すると再び免許状の授与を受けることが可能となっていますが、これを厳しい仕組みに変えていく必要があると認識をしております。

また、浅田局長からも答弁をさせましたけれども、情報開示も三年を経過すると閲覧ができるなくなるということでござります。

現在、教員の皆さんは、例えば公立の、自治体で働いている皆さん、都道府県によって若干ルールは違いますが、人の先生が同じ学校にずっといるというわけにいきませんから、県内を幾つかの



私の責任で速やかに 改正法案の提出を —

萩生田光一文部科学大臣

どうなるかといいますと、各教育委員会は、そういう先生を、早く自分の自治体から出でてもらいたいのですから、あえてそういうことを隠して異動の資料に、提出して、ベテランで指導力の高いいい先生だなんて書いてあつたりするわけですよ。だから、もうほとんどばば抜き状態で、次の自治体が知らないでそれを採つてしまつて、後でまたそういうことを知るということになりますので、この連鎖を打ち切らなくてはならないというふうに私も思つております。

したがつて、担当の総合政策局にプロジェ

皆様方は信じられないでしようが、いたいだけな児童に凌辱の限りを尽くしたこんな卑劣な男でも、服役後十年たてば、正真正銘の教員免許が再交付されて、再び教壇に立てるのをわかつているだけでも十五回に及ぶ性的暴行、わいせつ行為を繰り返していた元小学校教師事が掲載されておりました。教え子七人に、わかつていただいたと私は思つております。昨年十二月二十四日の新聞に、恐ろしい記事が掲載されました。教え子七人に、わかつていただいたと私は思つております。

皆様方は信じられないでしようが、いたいだけな児童に凌辱の限りを尽くしたこんな卑劣な男でも、服役後十年たてば、正真正銘の教員免許が再交付されて、再び教壇に立てるのをわかつていただいたと私は思つております。

が現行法なんです。

子供たちを学校での性暴力から守るためにには、わいせつ教師を二度と教壇に立たせなくするよう

な教免法の改正が絶対に必要だと私は思います。

萩生田大臣、どうかどうか前へ進めていただきたいと思います。

私たち大人が、特にここに集まる行政と政府と立法府のおおのの方が力を合わせ、わいせつ教師が二度と教壇に立てなくするための法律案、遅くとも、遅くとも次の通常国会までに提出していただき、成立させ、子供たちに対して胸を張つて、皆さんが学びの環境で性暴力の被害者となるようなことが絶対にないよう私たちは全力で守りります、そう言えるようにしようではありませんか。それ

として大人の矜持だと思います。そのことを心からお訴え申し上げ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

この問題は、私としても非常に重要な問題と考えておりますので、私の責任において、できるだけ速やかな法案提出を念頭に、しっかりと進めてまいりたいと思います。

わたしには、
守りたい
人たちがいる!

いのち 国民の生命・生活・教育を守ります!!

衆議院議員 自民党愛知県第3選挙区支部長
(名古屋市昭和区・緑区・天白区)

池田よしたか

- 1966年6月20日生。愛知県生まれの名古屋育ち
- 慶應義塾大学大学院修了(東海高 第37回卒)
- 名古屋青年会議所 理事長(04)
- 日本青年会議所 会頭(06)
- 名古屋市小中学校 PTA 協議会 常任理事(08)
- 名古屋市立小学校 PTA 会長('08~'10)
- 自由民主党愛知県第3選挙区支部 支部長就任(公募)(11)
- 第46回衆議院議員総選挙愛知3区にて初当選(12)
- 第47回衆議院議員総選挙にて2期目当選(14)
- 第48回衆議院議員総選挙にて3期目当選(17)



名古屋
事務所

Tel 0468-0037 名古屋市天白区天白町野並上大塚124-1
TEL 052-838-6381 FAX 052-838-6382

国会
事務所

Tel 100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館511号室
TEL 03-3581-5111 FAX 03-3508-3996

私たちも
池田よしたかさん
を応援しています

